

誰もがスマホを  
使えるまちを目指して

1. シニア世代スマホ購入応援補助金
2. 「スマホ教室」・「IT相談会」の開催について…[問](#)改革推進課☎22-2202

## 1 シニア世代スマホ購入応援補助金

世代間の情報格差を解消するとともに、コロナ禍における接触機会の低減等を図るため、スマートフォン（スマホ）を購入するシニア世代の方を対象に「シニア世代スマホ購入応援補助金」を交付します。

### 補助対象者

次の要件をすべて満たす方

- ・本市に住民登録のある方
- ・令和5年3月31日までに60歳以上となる方（※昭和38年4月1日以前に生まれた方）
- ・非営利かつ自ら使用するために、マイナンバーカードの読み取り（NFC認証機能）に対応したスマホを購入した方（※現にマイナンバーカードの読み取り（NFC認証機能）に対応したスマホを所持している方は本事業の対象外）
- ・購入したスマホに、秩父市公式LINEアカウントへの登録（友だち追加）と「ちちぶ安心・安全メール」の配信登録をしている方
- ・市税等の滞納がない方（本人および同一世帯の方）

### 補助対象となるスマホ

令和4年11月1日から令和5年3月31日までの間に、市内の販売店舗において購入したスマホ（新品・中古どちらでも可、通信事業者とデータ通信契約をしているスマホが補助対象）

### 補助金の額

スマホ本体の購入経費で、上限は3万円（1,000円未満の端数は切り捨て）

※補助対象とするスマホの台数は、1人につき1台限りです。

※分割払いにより購入する場合は、補助金の交付申請の日までに支払った頭金および分割金対象です。

### 補助金の申請

シニア世代スマホ購入応援補助金交付申請書兼請求書に必要な書類（領収書の写し等）を添えて、令和5年3月31日までに、改革推進課または吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課まで申請をお願いします。

※交付申請書兼請求書等の用紙は申請先に用意してあるほか、市HPに掲載しています。

※予算の上限に達し次第、本事業は終了となります。

※ご不明な点は、改革推進課までお問い合わせください。

## 2 「スマホ教室」・「IT相談会」の開催

### と き・と ころ

「IT相談会」(申し込みは不要)

開催日	会 場	時 間
10月19日(水) // 26日(水)	市民会館2階(本庁舎2階) 会議室2	午前10時~正午、午後2時~4時

「スマホ教室」・「IT相談会」

開催日	会 場	スマホ教室 (申し込みが必要)	IT相談会 (申し込みは不要)
11月2日(水) // 9日(水) // 16日(水)	荒川総合支所 2階会議室	第1回	午後2時~4時
11月4日(金) // 11日(金) // 18日(金)	クラブハウス21 1階第1・第2集会室 (中宮地町4-23)	第2回	

### ○「スマホ教室」について

最近スマホを購入した方、スマホを持っているけど使い方がよくわからない方などを対象とした「スマホ教室」を開催します。**各回とも、3日間を通じて参加できる方がお申し込みください。**

**対 象** スマホをお持ちの60歳以上の市民の方

**募集人数** 各回20人(募集人数を超えた場合は抽選となります)

**参加費** 無料

**内 容** 3日間で学ぶ内容は、メールの送信方法やLINE・PayPayの使い方など、基本的な操作方法です。

**申込方法** 各回とも、10月25日(火)までに改革推進課まで電話にてお申し込みください。



### ○「IT相談会」について

スマホやタブレット、パソコンのお困りごとはありませんか? IT機器に関することならどんなことでも相談できる「IT相談会」を開催します。

**年齢制限はなく、事前の申し込みも必要ありません。**「スマホ教室」に参加したけど、もう一度スマホの使い方を教えてほしいという方も大歓迎です。

**参加費** 無料 ※IT機器は、各自でご持参ください。

### ○「スマホ教室」・「IT相談会」共通事項

- ・参加する際には、IT機器のバッテリー(充電)の確認をお願いします。
- ・熱がある、咳が出るなど体調の悪い方は、参加をご遠慮ください。
- ・会場には、必ずマスクを着用してお越しください。

※12月以降も「スマホ教室」・「IT相談会」を開催します。

開催日等につきましては改めて市報・ホームページ等でお知らせしますので、ぜひご参加ください。



**申・問** 高齢者介護課 ☎25-5205

※助成には要件がありますので、詳しくは、お問い合わせください。

令和5年2月28日(火)まで

**申請書提出期限**

※医療機器としての補聴器が対象です。(集音機は対象外)

※買い替える方も対象となります。

※市税等の滞納がない方

助成上限額2万円。(1人1回限り)

**助成内容**

④ 市税等の滞納がない方

③ 両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満であり、医師から補聴器が必要と認められた方

② 聴覚障がいによる身体障害者手帳を所持していない方

① 秩父市に住民登録のある方

※次のすべてに該当する方

**対 象**

市では、新型コロナウイルス感染症の感染リスクをできる限り減らすため、聴力機能の低下により、日常生活に支障を来している市民を対象に、補聴器購入費用の一部を助成します。

**補聴器の購入費を助成します**